



益田人事労務事務所通信

発行元：益田人事労務事務所 特定社会保険労務士 益田健史
〒672 8051 兵庫県姫路市飾磨区清水 121 番地 電話：079 243 1666

会社・事業を成功させるための 10 のポイント

16社からヒアリング
日本経済団体連合会（経団連）は、独自のビジネスモデルにより事業を成長させ、市場において高いシェアを確保する企業等（16社）からヒアリングを行いました。このヒアリング結果をとりまとめ、今年6月に「各社の事業成功の10の要因」として発表していますが、貴社では、以下のうちいくつ当てはまりますか？

- 「事業成功の10の要因」の内容
- (1) 優れた経営者の存在、独自の経営理念の徹底
多岐にわたる能力を備えた創業者・経営者が適切な経営判断により会社を牽引し、独自の経営理念を社内に徹底し、組織としての一体感を醸成している。
 - (2) 時代の変化への対応
ニーズを先読みする嗅覚、製品・サービスに落とし込む発想力、事業を遂行する実行力を有している。
 - (3) 自社の製品・技術・サービスへのこだわり
製品・技術・サービスの質の維持と向上に取り組み、顧客の獲得・定着につなげている。
 - (4) 既存の技術・製品・サービスとの差別化・独自化
従来からの発想を転換することができ、顧客や現場視点での発想を有し、研究開発等により差別化・独自化を図れている。
 - (5) 中核事業を基にした事業の多角展開
中核事業で培った技術やノウハウを基に、関連する多分野へと事業を展開している。
 - (6) 事業形態や市場環境に応じた海外展開の推進
研究開発・生産・販売など様々な形での海外展開を行っている。
 - (7) 優秀な人材の確保・育成・活用
経験者や高齢者を積極的に採用し、海外を含めた教育研修を実施し、社員のやりがいを高める工夫を行っている。
 - (8) 独自の会社組織、社内制度、企業文化
従業員が働きやすい環境をつくり、組織運営を効率化し、社員の結束の強化を図り、人材を有効活用している。
 - (9) 外部との連携・外部の力の活用
異業種や海外を含む企業・大学・研究機関との連携・協力を通じて事業を拡大している。
 - (10) ブランドイメージ・知名度の向上
メディア媒体・ポスターなど多様な広告宣伝活動を行い、認知度やイメージを向上させている。

～人材適性検査～「CUBIC」を活用しませんか？

面接でのアシストとして、適性検査は統計的・客観的な評価結果の出る「CUBIC 適性検査」を活用しませんか？

一般的に会社の採用選考では、「書類選考」(年齢、学歴など属性を確認)、「学力試験」「作文・小論文」「面接」「性格・適性検査」などによって合否が決定されていますが、面接は「70%程度重視する」に対して、学力試験や適性検査は「30%程度重視する」と回答する企業が多いようです。

当事務所でも「CUBIC 適性検査」の受付をいたしておりますので、ご連絡下さい。

お試しとして **1名無料** でさせていただきます。

価格 採用適性検査・現有社員適性検査 1人につき 2,100円(税込み)

益田人事労務事務所のおすすめする 労務管理アプリケーション

ネット de 就業 (勤怠管理システム・タイムカードシステム)

- ・ 支店・営業所等複数の拠点の勤怠情報等を一箇所で管理
- ・ 指紋認証打刻、携帯電話による打刻も可能

ネット de 賃金 (給料計算ソフト)

- ・ 社会保険料などの確認は社労士事務所で行ないますので、安心して給与計算が出来ます。
- ・ ネット de 明細を使えば、給料明細のパソコンや携帯への配信が可能となります。

ネット de 規則

- ・ 就業規則や労使協定の日付別に閲覧、印刷が出来ます。
- ・ 就業規則の従業員への周知方法としてお使い下さい。

ネット de 台帳 (従業員労務管理システム)

- ・ 社員の住所、生年月日、入社日、社会保険の等級などの基本的な情報を検索、閲覧、印刷できます。
- ・ 社労士事務所と情報が共有できます。

事務所 業務内容

労災保険 雇用保険 健康保険 厚生年金 書類作成・提出代行
 就業規則、賃金規程等 諸規程作成
 労務管理、労務管理アドバイス
 労使紛争に関する法律相談
 給料・賞与 計算事務
 公的助成金申請
 人材適性検査 (採用適性検査・現有社員適性検査など)



【お問い合わせ先】

益田人事労務事務所

〒672-8051 兵庫県姫路市飾磨区清水121番地
 TEL: 079-243-1666 FAX: 079-243-1667
 E-mail: sr-msd@tmail.plala.or.jp



主婦に聞いた「夏のボーナス」の使い道

「主婦目線」による回答

損保ジャパン・ディー・アイ・ワイ生命保険株式会社では、全国の20～50代のサラリーマン世帯の主婦を対象に、「2012年夏のボーナスと家計の実態」に関するアンケート調査を実施しました。夏季賞与の使い道などに関して、「主婦目線」での考え方がわかります。

調査開始以来、最低の手取額

今年の夏季賞与額について尋ねたところ、「25～50万円未満」(31.0%)が最も多く、「50～75万円未満」(27.0%)が続いています。平均手取額は61万1,000円で、昨夏よりも6万5,000万円減少しており、本調査開始以来、最低の額となっています。今後の夏季賞与の見通しに関しては、全体の約3割の人が「減る」「なくなると思う」と回答しており、家計の現状に関しては約6割の主婦が「苦しい」と回答しています。昨今の不景気を反映し、家計に対して悲観ムードが広がっているようです。

賞与の使い道は？

次に、「ボーナスの使い道」に関して尋ねたところ、例年通り「預貯金」がダントツトップとなっており、「堅実派」「安定志向」の主婦が多いことがわかります。ベスト10(複数回答)は次の通りです。

- | | |
|-----------------------|---------------------|
| (1) 預貯金 (72.8%) | (2) 生活費の補填 (38.2%) |
| (3) ローンの支払い (32.6%) | (4) 国内旅行 (26.6%) |
| (5) 家電製品の購入 (19.0%) | (6) プチ贅沢 (18.6%) |
| (7) 子供の教育関連 (18.2%) | (8) 衣料品・服飾費 (16.4%) |
| (9) クレジットの支払い (13.2%) | (10) 住宅関連資金 (6.8%) |

なお、夏季賞与の中から夫に小遣いを渡す主婦は51.2%と約半数で、渡した人の平均金額は10.8万円だったそうです。

日本の企業が海外進出する際の決め手



約1割の企業が海外進出

2011年度における海外への進出（海外現地法人の設立、海外企業との業務提携、海外企業への資本参加・増資、活動拠点の新設・拡大など）の有無を尋ねたところ、「あった」（進出した）と回答した企業は1,028社（9.8%）で、約1割の企業が過去1年間に海外に進出していることがわかりました。

また、今後2～3年における海外進出について、「ある（予定・検討含む）」（進出意向あり）と回答した企業は1,430社（13.7%）でした。2011年度に海外進出を果たした企業の約1.4倍になっています。

海外進出の決め手は？

海外進出を決定した（決定する）際のポイント（複数回答で3つまで）について、上位ベスト10は次の通りとなっています。

- | | |
|----------------------------------|--------------------------------|
| (1) 良質で安価な労働力が確保できる (35.0%) | (2) 現地の製品・サービス需要が拡大 (19.9%) |
| (3) 納入先を含む他の日系企業の進出実績がある (18.8%) | (4) 品質・価格面で、日本への逆輸入が可能 (17.8%) |
| (5) 現地政府の産業育成、保護政策 (17.7%) | (6) 税制や融資などの優遇措置がある (14.1%) |
| (7) 進出先の近隣国で製品・サービス需要が拡大 (13.0%) | (8) 社会資本整備が必要水準を満たしている (12.7%) |
| (9) 部品などの現地調達が可能 (11.0%) | (10) 土地などの現地資本が安価 (11.0%) |

障害者雇用率の引上げと精神障害者への対象拡大



企業の障害者雇用率が2.0%に引上げ

2013年4月1日より、民間企業に義務付けられている障害者雇用率が15年ぶりに引き上げられ、現行の1.8%から2.0%となります。また、国や地方公共団体の障害者雇用率は現行の2.1%から2.3%に、都道府県等の教育委員会は同じく2.0%から2.2%に引き上げられます。厚生労働省のまとめによると、2011年度にハローワークを通じて就職した障害者は5万9,367人で1970年度の調査開始以降、過去最多となっており、企業の障害者雇用は全体として増加傾向にあるようです。

従業員50人以上56人未満の事業主は要注意

今回の法定雇用率の引上げと同時に、障害者の雇用を義務付けられる企業の規模も従業員56人以上から50人以上に広がります。対象となる事業主には以下の義務があります。

- (1) 毎年6月1日時点の障害者雇用状況をハローワークに報告しなければならない
- (2) 障害者雇用推進者を選任するよう努めなければならない

未達成の場合は...

雇用率が未達成の場合、「障害者雇用納付金制度」において、従業員数が201人以上の企業は、法定雇用障害者数に不足する1人につき5万円を国に納めなければなりません。一方で、雇用率を上回っている企業へは、上回る1人につき2万1,000円～2万7,000円の報奨金などが支給される仕組みとなっています。なお、今回これらの金額に変更はありません。

精神障害者も雇用義務の対象に

厚生労働省は、障害者雇用促進法に基づく雇用義務の対象に、新たに「精神障害者」を追加すべきとの報告書案をまとめました。報告書によると、精神障害者の定義は「精神障害者保険福祉手帳を持つ人」とする案が有力となっています。

この改正で精神障害者を含めた障害者の雇用が義務化された際には、雇用率が新たに算定され、最終的な雇用率は少なくとも2.2%になるようです。今秋より審議が始まり、法案の国会提出は来年となる見通しですが、今後の様子に注目したいところです。

応募者・社員の「メンタル特性」は見抜けるか？



精神疾患による労災請求件数が過去最高に

平成23年度の仕事のストレスによる精神障害者として労災保険の請求が行われた件数が、3年連続で過去最高を更新したことが明らかになりました。職場になじめなかつたり、働かせすぎだつたりとその要因は様々であり、また複合的なものだと思われるが、会社としては「我が社に合う人材を採用したい」という思いは常にお持ちのことでしょう。

メンタル特性を見分ける検査方法がある

企業のそうしたニーズを背景に、応募者や社員の「精神特性・心の健康状態・行動特性」を分析するサービスを提供する会社が増えてきています。従来のペーパー上で行うものの他に、ネット上で簡単にできるものも登場しています。

検査費用は、検査単体で数千円からという低額なものから、従業員研修会・相談窓口の提供とセットのものまで、さまざまなようです。採用や配属前に、「仕事上のストレス」「社会適応力」「ストレス耐性」「うつ傾向」等の分析ができれば、ミスマッチを防ぐことができ、会社にとっても社員にとっても有益となるでしょう。

社員の「ストレスチェック」が企業の義務に

現在、労働安全衛生法の改正案が議論されています。これは、新たに「精神的健康の状況を把握するための検査」（ストレスチェック）を企業に義務付ける内容です。

さらに、会社は、検査の結果を受けた社員からの申出により、医師等による面接指導を実施する必要が出てくるとともに、医師の意見を聴き、必要な場合には作業の転換、労働時間の短縮など、適切な就業上の措置をしなければならないこととなります。

なお、この検査は、医師などが通常健康診断に併せて行うことが想定され、検査結果は社員に直接通知されます。この検査結果は、医師が社員から同意を得ないかぎり、会社に提供することができません。

具体的なチェック項目や実施方法は、法案成立後に策定され、具体的な指針等も公表されるようです。改正案の成立時期は国会での審議状況にもよりますが、改正の動向について注目しておきましょう。

～ 今月のおすすめの1冊 ～



『入社1年目の教科書』 岩瀬大輔著

題名から新入社員向けに書かれた内容です。しかしあなごれません！私にも出来ていないことや、当たる前であるが出来ていないこと。学ぶことは多くあると思います。

ビジネスでのメールの使い方、会議への心構え、人間関係をストレスにしない方法など著者の仕事への取組み方や考え方について紹介してあります。

最近のニュース

建設業の下請業者に「評価制度」導入へ（7月10日）

国土交通省は、全国の建設業の下請業者（40万社超）を対象に、「工事の受注数」や「若者者の採用数」などといった項目を評価し、点数化して公表する評価制度を導入する方針を明らかにした。発注者が有能な事業者を選びやすくするのがねらいで、建設業における競争力強化やコスト削減につなげたい考え。来年度にも実施する。

厚生年金基金の改革案を9月中旬に発表 厚生省（7月13日）

厚生労働省は、財政難となっている厚生年金基金への対応策（改革案）を9月中旬に発表することを明らかにした。6月末に有識者会議がまとめた報告書をたたき台にして改革案を作成し、来年の通常国会に厚生年金保険法改正案を提出する見通し。

「下請けいじめ」で返還金総額7億円に（6月4日）

中小企業庁は、2011年度における「下請代金支払遅延等防止法」の取締結果をまとめ、代金減額などを行った事業者305社に対し、総額約7億円の返還を指導したことがわかった。同庁では、25万社を対象に調査を行い11,190社に対して書面による改善指導を行った。

中小企業情報をデータベース化 雇用ミスマッチ解消へ（7月13日）

厚生労働省は、若い求職者が中小企業の情報をネットで簡単に検索できるよう、1万社以上の情報データベースを作成する方針を明らかにした。今秋から行い、企業を探しやすくすることや、企業側が求める人材を見つけやすくすることで、雇用のミスマッチを解消するのがねらい。日本商工会議所などとも連携して登録企業を増やしていく考え。

最低賃金が生活保護を下回る「逆転現象」11都道府県で（7月11日）

最低賃金で働いたときの収入が生活保護の受給額を下回る「逆転現象」が、11都道府県で起きていることが、厚生労働省の調査で明らかになった。昨年度からの北海道、宮城、神奈川に続き、新たに青森、埼玉、千葉、東京、京都、大阪、兵庫、広島が加わった。

事務所からのお知らせ

いつもお世話になっております。社会保険労務士の益田です。

7月に暑さも本格的に厳しくなってきました。いかがお過ごしでしょうか。皆様の会社におかれましては、いよいよ今年も下半期に入り気持ちを新たにされているところではないでしょうか。

さて、弊社では「労働保険年度更新」「社会保険算定基礎」がひと段落つき、通常業務に移行しようとしているところです。今月も労働基準監督署の労働調査を受けるお客様が数社あります。調査を受けると改めて日ごろからの予防が大事だと痛感します。賃金体系の見直し、就業規則の見直しなどお考えの説はよろしくお願いたします。